

介護保険施設
介護サービス事業所
老人福祉施設
介護予防・生活支援サービス事業所

等 管理者 様

北九州市保健福祉局長 永富 秀樹

緊急事態宣言後の対応について

4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置を実施すべき区域として福岡県が公示されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されます。

については、サービス提供に当たり、下記の国通知や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参考に、感染予防対策を改めて徹底してください。

また、各施設・事業所において、感染症が発生した場合等に備え、業務の優先順位や法人内での応援体制の整備により、サービスを継続するための事業継続計画を策定する等、事前の対策に努めてください。

なお、各施設・事業所において、感染拡大を防止するためにサービス提供の縮小や自粛を行う場合は、入所者・利用者に対して必要な支援が提供されないことがないよう、本人又は家族、介護支援専門員等と相談するなどして、サービスの利用調整や代替サービスの確保等に努めてください。

併せて、職員や利用者等がPCR検査の対象となった場合や事業所を休業する場合は、下記連絡先まで御連絡くださるようお願いいたします。

記

◆国の通知

- ・ 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)【介護保険最新情報 Vol.808 令和2年4月7日】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)【介護保険最新情報 Vol.809 令和2年4月7日】
- ・ 介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について(その2)【介護保険最新情報 Vol.810 令和2年4月7日】
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)【介護保険最新情報 Vol.813 令和2年4月9日】

※通知は市の下記サイト(介護サービス事業にかかわる関係通知)を御参照ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0577.html

【連絡先】(介護予防・生活支援サービス事業に関すること) 北九州市保健福祉局地域福祉推進課
電話:093-582-2060 FAX:093-582-2095
(上記以外) 北九州市保健福祉局介護保険課
電話:093-582-2771 FAX:093-582-5033